

地域地球温暖化防止支援事業費補助金(電源利用勘定)交付規程

平成15年度規程49号

平成15年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第9号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う地域地球温暖化防止支援事業費補助金(電源利用勘定)（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、地域地球温暖化防止支援事業費補助金交付要綱（平成14・3・25財資第20号。以下「要綱」という。）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 機構は、地域における新エネルギー導入の促進を図ることを目的とした地域地球温暖化防止支援事業(電源利用勘定)（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる補助対象経費の範囲内で適當と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため、補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1を限度とする。

(交付の申請)

第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に機構が指示する書類添付して、機構が指示する期日までに提出させるものとする。

- 2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 機構は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 機構は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定による補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 機構は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 機構は、補助金の交付が適當でないと認めたときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第10条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、機構が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、機構が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。

（申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

（計画変更等の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を

受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲内で変更をする場合を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 機構は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遅延等の報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延等報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その指示に従わなければならぬ。

(状況報告等)

第11条 補助事業者は、機構が特に必要と認めて要求したときは、様式第6による実施状況報告書（正本1通及び副本1通）を機構が指示する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月15日までに様式第8による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第13条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書（正本1通及び副本1通）をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継することができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 機構は、第12条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 機構は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10（正本1通及び副本1通）により報告させるものとする。

6 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（正本1通及び副本1通）を速やかに機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

(補助金の支払)

第16条 機構は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算（概算）払請求書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 機構は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令若しくは本規程又は本規程に基づく機構の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする（第1項第4号に掲げる場合を除く。）。
- 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の返還を請求したとき（第1項第4号に掲げる場合を除く。）は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第14条第4項から同条第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第14条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第18条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求し

た額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第12条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させができるものとする。

(財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、

常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第23条 地方公共団体が補助事業者の場合には、当該地方公共団体は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第16による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から実施する。

(別表)

地域地球温暖化防止支援事業費補助金(電源多様化勘定)補助対象経費

費　目	内　容
設　計　費	地域地球温暖化防止支援事業(電源利用勘定)に必要な機械装置等の設計費
機械装置 等購入費	地域地球温暖化防止支援事業(電源利用勘定)に必要な機械装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)
工　事　費	地域地球温暖化防止支援事業(電源利用勘定)の実施に必要不可欠な配管、配電又は据付等の工事に必要な経費
諸　経　費	地域地球温暖化防止支援事業(電源利用勘定)を行うために直接必要なその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、通信費、会議費等）等）